

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 ( 28215 )	
地域名 (地域内農業集落名)	口吉川町 ( 笹原 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年2月3日、令和6年12月11日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基幹農業者の年齢は50代から70代後半が多く、65歳以上の高齢の農業者の割合も高い(75.0%)。担い手の確保ができていない中、現状は親族や近隣農業者の協力を得ながら耕作を行っている。  
 今後10年間に於いて、現状維持が7戸(70%)で、規模縮小あるいは離農意向の方が3戸(30.0%)となっており、将来的な不安は残るものの、現に耕作している農地の維持は可能である。  
 地区内には認定農業者等の担い手が存在しておらず、個別完結型が主となっているので、今後機械更新時の負担等がのしかかり、営農に影響を及ぼす可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田錦やキヌヒカリなど水稻を主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。  
 今後、離農や規模縮小する農家が発生した場合は、基本的には地区内の隣接農業者へ耕作を打診していくことをルール化し、地域全体での耕作放棄地が発生しないよう管理を進める。  
 10年経過を見据えながら、可能な範囲で近隣地区の認定農業者や集落営農組合の協力を得ながら地区内の農地の維持管理を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、林地に接している遊休農地や個人消費の畑地等は区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、隣接農業者を中心に集積、集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際、農業委員等と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は完了しており、大区画化等の事業の計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、引き続き農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策として、電気柵を設置し、農会を中心に地域全体で維持管理を行う。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、除草を省力化できる機械整備を検討し、農地、水路、法面等の保全を進める。